

資料

アメリカ不法行為法判例訳選 1

「ポールズグラフィ対ロングアイランド鉄道会社」事件

Court of Appeals of New York, 1928, 248

N. Y. 339, 59 A. L. R. 1253, 162 N. E. 99.

藤倉皓一郎訳

カードゾー首席判事

原告はロッカウェイ海岸行きの切符を買って、被告鉄道会社のプラットフォームに立っていた。他方面行きの電車が停車場で止った。二人の男がそれに乗るために走ってきた。そのうち一人は、すでに動きはじめていた電車に無事に乗車した。もう一人は包みをかかえて、飛び乗ったが足許が定まらず、あやうく落ちそうであった。車のなかからドアを開けていた車掌が、彼を引き入れようとし、プラットフォームにいた駅員が背後から押込んだ。この行為のあいだに、包みが腕をはなれて線路上に落ちた。それは長さ約十五インチの小さな包みで、新聞紙で包まれていた。ところで包みには花火が入っていたが、見たところ内容物がなにかわからなかった。花火は落ちたとき爆発し

た。爆発のショックで、はるかプラットフォームの端にあったハカリが倒された。ハカリは原告に当って傷害を与え、彼女は訴訟に及んだ。

被告の駅員の行為は、包みを持っていた者に対する関係では過失であったとしても、遠く離れて立っていた原告に対する関係では過失でない。彼女に対する関係では、まったく過失はなかった。この状況において、落ちた包みが離れて立っている人に危険をもたらすおそれを示すものは何もなかった。過失に対する訴えが認められるには、法的に保護される利益の侵害すなわち権利侵害がなければならぬ。「いわば実体のない過失について、証拠をあげても役に立たない。」 Pollock, TORTS, 11

「ポールズグラフィ対ロングアイランド鉄道会社」事件

th Ed., p. 455. 「過失は状況に応じた注意の欠除である。」

停車場のプラットフォームに立っている原告は身体の安全が故意の侵害から守られるよう求めることはできよう。しかし、ここでは、侵害が故意であったという訴えはなされていない。また原告は、故意の侵害ではないが、普通人が考えて、侵害をもたらす不当な危険をふくむ行為から守られるよう求めることもできよう。たぶん、行為が行為者の危険においてなされるとされたところの民事責任の古い形式が生ぎのこっている例外的な場合をのぞいて、法の見地からすれば、これらが原告の求める保護の限界である。ふつうの注意をはらっても、なんらの危険があきらかでないとき、すくなくとも外観上、無害な行為は、それがたまたま第三者に対して過失であったという理由で、彼女に対する不法行為の性格をおびるものではない。しかも、この第三者に対する過失は、あきらかに身体の安全を侵す危険をふくむものではなかった。「あらゆる場合に、ある行為の過失が云々されるまえに、その行為の背後に訴えの当事者に対する法的注意義務、それを守ることによって傷害が回避されたはずの義務が見出されなければならない。」「過失と注意義務の観念はまったく相関関係にある」。原告は彼女個人に対する侵害について、みずからの権利にもとづいて訴えるのであり、他人に対する注意義務違反の第三者的な利益をえて訴えるのではない。

これと異なる結論をだすことは、われわれをたちまち矛盾の迷

路におとしいれるであろう。駅員がプラットフォームにおかれた包みにつまざいとす。包みは新聞紙の束のように見える。ところが、それはダイナマイトのカンであったとする。ふつうの注意をはらって見ても、その束は棄てられた紙クズとかわらず、なにげなく踏まれたり蹴られたりするものにみえる。プラットフォームの他の端にいる乗客は、紙クズにまぎれている予期されない危険に対して、法によって保護されているであろうか。もし保護されていないとするなら、離れたところにいる乗客にかんずるかぎり、運転手かポーターが通路においたカバンに駅員がつかずくのと変るところがあるだろうか。離れたところにいる乗客が、もし侵害の犠牲者であるなら、派生的ではなく、みずから固有の訴因をもつのである。身体の安全を求める彼の権利は、侵害行為がはるかに離れたところにいる他人に対しても侵害であったという理由によって、変化するものではない。この事例において、侵害されたという権利、侵されたという利益は、同じ系列に属するものでさえない。乗客は身体的な傷害をうけなかったし、またその危険もなかった。行為の目的とその効果とともに、彼の身体の安全をはかったものであった。彼に対してなんらかの侵害があったとは思えないのであるが、しいていえば、それは財産的利益、包みの安全に対する侵害のみであった。この財産に対する侵害、そしてその他に損害を与えるおそれのない侵害から、他の系列に属する利益である身体の安全を侵したとして訴えを提起する権利が、派生、または継

承によって原告に移ったと主張されているのである。この利益が異なるということは、他人への侵害をもとにして原告の権利をつくろうとする努力の無益さを示している。もし侵害利益が同様であったとしても、結果は同じであるから、得るところはない。侵害利益が同様の場合でも、ふつうの注意をもって見きわめられる危険の範囲が、注意義務の範囲である。人ごみの中で、隣にいる人に触れた者は、この意図しない接触によって爆弾が地面に落ちたとしても、注意義務の範囲の外側にいる他人の権利を侵害したことはない。かれらにとっての不法行為者は爆弾を持ち込んだ者であり、危険を知らずにそれを爆発させてしまった者ではない。かかる結果を予知しなければならぬということんでもないことが、行動の守るべき基準、行為規範として受け入れられるためには、人間性と生活の変革が必要である。

原告の主張は「侵害」とか「侵害的」とかいう言葉の意味をかえながら展開されており、これらの言葉の不明確さがそのまま主張にもあらわれている。原告が示す必要のあるのは、彼女自身への「侵害」、すなわち彼女の権利の侵害であり、誰か他人に対する侵害でもなければ、特定の人への「侵害」にはあたらないが、反社会的であるという理由で「侵害的」とされる行為でもない。混雑した市街の道路を無謀なスピードで運転する者は、過失行為の責任に問われ、したがって、結果のいかんにか

「ポールズグラフ対ロングアイランド鉄道会社」事件

かわらず侵害行為を行っているとされる。この行為は不注意であり、反社会的という意味で侵害行為である。それは損害の危険が通常の注意をはらう者の目にあきらかであるという理由によって、他の通行人との関係で侵害的であり、反社会的とされるのである。もし同様の行為が、スピード競技場で行われたときには、その侵害的な性格は失われる。ふつう認められる危険が、守られるべき義務を規定するのであり、危険は他との関連によって捉えられる。危険はそれが認識される範囲にある特定の、あるいは多数の人に対する危険である。もちろん、このことは破壊的な力を用いた者が、その破壊力がたまたま予期しない過程をたどったからということ、いつも責任をまぬがれることを意味しない。「もし通常的能力をもつ人の目に事故の可能性があきらかであれば、被告がその事故発生の特定の仕方を知るべきであったという必要はない。」射撃のような行為は、その射程に予期せずに入る人に対してあきらかに危険であるから、保険者に課せられるものに近い予見義務を負わせられる。今日でも、さらに法の初期の段階ではなおそうであったように、人はみずからの危険において行動する。この項目のもとに、たぶん、故意の移入 *transferred intent* と呼ばれる場合、すなわち、A に対して意図された危険な行為が、なにかの間違いで B に対する侵害を生じた事例があげられる。これらの事例をのぞいて、すくなくとも故意でない侵害は、自然の、あるいは、起りうる結果という言葉で定義される。妥当な予見の範囲は、

時には、裁判所の決定する問題であり、また多くの見解が生じるような時には、陪審の決定にまつ問題である。この事件の状況においては、もっとも注意ぶかい人にとっても、新聞紙の包みが駅中に破片をまぎちらすということを知る手がかりは全くない。もし駅員が包みをわざと投げたとしても、その外見からは危険がわからないのであるから、この駅員は原告の安全を脅かしたことはない。かかる行為をなしたときでさえ、彼女の身体の安全を不当に侵すおそれがあるとはいえない。行為が不注意であったとしても責任の範囲にかりはない。

危険と同じように、過失は他との関係によって決る概念である。他の事柄とはなれて、抽象的に存在する過失は、もしそれを過失と呼ぶとしても、不法行為でないことはあきらかである。過失は侵害を生じないかぎり不法行為ではない。そして、侵害行為は権利の侵害を意味する。この事例では、身体の安全という権利が侵害されたと主張されている。しかし、身体の安全はあらゆるかたちの干渉、侵害から守られるのではなく、そのうちのあるものに対してだけ保護されている。法の救済を求めようとする者は、損害をうけたということだけをもって、訴える理由とすることはできない。もし危害が故意に加えられたものでないならば、彼は、たとえその行為が意図されなくても、あきらかに多くの危険をふくむ行為であるから、それに対して守られる権利があるということを示さねばならない。

個人に対する侮辱は、いぜんとして、侵害の基調である。この見解が正しいことは、場合訴訟 *action on the case* の歴史と発展を見ればわかる。中世の法には民事責任の基礎としての過失は知られていなかった。個人に加えられた損害の唯一の救済は侵害訴訟 *trespass* であった。そして、侵害訴訟は直接に個人に対する侵害のないところでは成立しなかった。他の損害に対する責任、たとえば、主人からの命令なしに、あることを為し、または為さずに他人に損害を与えた使用人についての責任などは、のちになって発展したものである。過失にもとづく責任が法の分野にあらわれたとき、それは侵害訴訟の変形、親株からの分枝であると考えられた。このことは場合侵害訴訟 *trespass on the case* として知られた訴権の形式にもあらわれている。他人によって利益を侵された被害者は、その救済を求めて、派生的に、あるいは代位によって訴えるのではない。訴因をこのように見ることは、不法行為と犯罪の間の基本的な相違を無視することになる。被害者は自分に対する義務違反を理由に訴えるのである。

因果関係、直接、間接の原因結果にかんする法は、この事例にかかわりがない。責任の問題は、それに関連をもつ結果の判定についての問題より先行するのが常である。もしも救済を要する不法行為が存在しないなら、不法行為が認定されたときに賠償される損害について考慮する必要はない。われわれはここ

で判断を下さずに、次のように推定する。一般的、抽象的ではなく、原告との関係で過失があれば、いかに奇異な、あるいは異常な結果であれそのすべてについて責任を生じる。

財産利益の小さな侵害をもたらす過失行為が、他の系列に属する利益、すなわち身体安全の利益を予期せずに侵害する結果を生じたような事例では、侵害された利益のちがいにしたがって、そこに区別を認めるべきであるという主張をすることはできよう。たぶん他の区別を認めることも必要であろう。われわれは、いまこの問題を論じることほしめない。まず権利侵害があらかりにされなければ、それに続く結果を論じることはい。

控訴部門の判決と事実審の判決は破棄される。すべての裁判費用をふくめて、本請求を棄却する。

(パウンド、リーマン、ケロッグ各判事賛成)

アンドリュウ判事反対意見

列車に乗車しようとする客を助けたときに、被告会社の駅員が乗客の腕にかかえた包みを、あやまって払い落した。包みはプラットフォームと車輛との間に落ちた。その包みの内容にかんしては駅員は知らなかったし、知るすべもなかった。烈しい爆発が起った。衝撃で相当はなれたところにあるハカリがこわれた。ハカリが倒れるときに、待合せ中の乗客である原告に傷害を与えた。

「ポールズグラフ対ロングアイランド鉄道会社」事件

これらの事実をもとにして、彼女はこうむった損害を被告会社に対して請求できるか。結果は過失の性質についていかなる理論をとるにかかっている。過失は相対的な概念——ある特定の人又は特定の人々に対して負っている義務の違反——であるか。あるいは、他人の安全を不当に脅かす行為であれば、その行為者は、ふつうなら危険の範囲外にあると考えられる人に対する侵害をもふくめて、行為の直接の結果のすべてに責任を負うのか。このことは、たんなる言葉についての見解の相違ではない。ふつうの人にとって、包みを落すことが、包みの所有者やすぐ傍にいる人にはとなく、はるかに離れて立っている原告に危険を及ぼすおそれがあるとは思えないであろう。しかし、第二にあげた説をとるならば、原因と結果の関係についてのみ検討すればよい。過失ではなく、直接の原因が問題とされるのである。

過失はおおまかに云って、ある行為、ないしは不作為が他人の権利に不当に影響する、または、するだろうこと、あるいは、そのような行為から生じる危険に対して、みずから守ることを不当に怠ることである。ここでは、この定義の前半の部分だけを用いることにする。また「不当に」という言葉について注釈を加えることはしない。ここでの定義は、社会がその成員に求める行為の平均を示しているというだけで足りる。行為あるいは不作為と権利とが、ともに存在しなければなら

ない。行為者の意図ではなく、行為そのものが重要である。刑法においては、意図と行為のいずれもが考慮されなければならない。不法行為においても、悪意があったことを理由に、懲罰的損害を求めるところでは、たんに無謀な行為だけではなく、意図が関連してくる。……

しかし「特定の事例において、守るべき法的義務の存在と、その義務を一般に対してではなく、原告に対して負うことがなければ過失はありえない」と主張されている。これはあまりにも狭い概念である。不当な行為があり、そして、なんらかの権利が侵されるのなら、損害の有無にかかわらず過失が存在する。損害の有無は関係しない。ブロードウェイを、無謀なスピードで運転するなら、他の車に衝突するか、僅少差でかわせるかにかかわらず、過失を犯している。行為そのものが侵害的である。この侵害は、たまたま危険の範囲にいる人に対してだけでなく、その周辺にいるすべての人に対するもので、公共一般に対する侵害である。これが道路についていえることであり、また寄与過失について裁判所が述べるときの表現である。これが、各事例において、被告の義務をのべ、直接の原因を論じるときにくりかえされる言葉である。ところが、このような検討は、他の理論にとっては全く無意味であるとされる。ずっとまえに、ホームズ判事がのべたように「侵害があったかどうかを決定するうえで被告の義務を定める基準と、侵害があったときに責任を定める基準とは、それぞれ異ったものである。」適

切な注意義務とは、A、B、あるいはCを各個に守るのではなく、社会を不必要な危険から守るために、各人に課せられた義務である。

抽象的な過失といったものが存在しないというのはたしかであらう。「いわば実体のない過失について、証拠をあげても役に立たない。」無人の世界に過失は存在しない。過失はある人とそのまわりの人々との関係をふくんでいる。この関係は、ある人の行為によって損害をうけることがふつう予期される人々との間にとどまらない。むしろ、彼が実際に損害を与えた人々との関係である。もし、彼の行為が誰かを傷つける性質のものであれば、行為の場にいる人たちと同様に、一マイル離れている人にとっても危険であることにかわりはない。父親を過失によって死亡させられた子供への賠償が認められるようになった。しかしそれまでも、子供に対してはなんらの義務を負っていないという理論で、この賠償が否定されたことはなかった。夫は妻のサーヴィスを失ったことに対して賠償を求めることができる。加害者が妻に対してと同様、夫に対しても過失があったとすることは、事実を理論に合わせようとしているにすぎない。火災損害の支払いをした保険会社は失火者に求償する。ここで代位——被保険者の権利において請求するという言葉が使われる。しかし、はっきりしない言葉の背後に、事実が隠されている。被保険者にとって侵害を生じた行為は、また保険会社

にも損害を与えたのである。父親、妻、あるいは被保険者の過失によって賠償が否定されることはあるが、それは、加害者のはじめの過失が損害の直接の原因ではないとされるからである。

有名なボレミス事件（一九二一年）で、スクートン判事は板を落すことは、「労務者、積荷、あるいは船」を傷つけるであろうから、過失であるとした。いずれにせよ、船主が損失を負担させられるのである。その行為は侵害行為であるから、行為者はその直接の結果について責任を負うとされた。この見解に対しては批判や論議があるが、現行の正しい法を述べたものである。

前提はこうである。各人は他人の安全を不当に脅かすような行為をしないという義務を世間一般に対して負っている。かかる行為が行われたとする。行為者はふつう害が及ぶとされる人に対してだけでなく、一般には危険範囲の外にいとされる人であっても、事実、損害の及んだ人に対しては責任を負う。被害者に対する義務の存在は必要とされるが、それは彼に対して害が及ぶのが予期されたことによって生じる義務ではない。ある人に対する危害が行為の自然の結果であれば、それはその人にとどまらず、事実、危害の及んだすべての人に賠償請求権が生じる。

右に述べたことが正しいとすれば、原告の訴えは「派生的」

「ポールズグラフ対ロングアイランド鉄道会社」事件

でも「継承による」のもない。彼女の訴えはそれ自体固有のものである。彼女の請求は、彼女への義務違反にもとづく。包みの持主や爆発現場にいた乗客の訴権を代位するのではない。

損害賠償の請求権は他の要件にもとづいている。原告の権利が侵されたこと、そして侵害が過失によって生じたことである。ダムを建設し、その基礎工事に過失があったとする。ダムが崩れ、下流の財産が破壊される。もし、これらが不安定な基礎工事以外の理由で起ったのなら、建設者に責任はない。しかし、違法行為によって損害が発生したのであれば、それらの結果について責任を負わされる。結果が異常で、予期しない、予見しなかった、また予見できないものであるということは関係がない。しかし、ただ一つ制約がある。損害は過失と結びついていること、後者が前者の直接の原因であるといえなければならぬ。

これら二つの言葉に完全な定義が与えられたことはなかった。法的な意味で原因とはなにか、さらに直接の原因とはなにかは、過失の存在とおなじく、各事例によって多くの考慮にもとづいている。因果関係の哲学的原理をもちだしても助けにはならない。少年が池に石を投げる。波紋がひろがる。水位が上がる。その池の歴史は永久に変えられる。それは他の原因によっても変えられる。しかし、変化はいつでもすべての原因をあわせた結果である。それぞれが影響を与える。その程度を判定できるも

のはいない。因果関係のくさりとか網とかいう表現が使われる。類比はあまり理解の助けにはならない。それぞれの原因がさらに次の出来事を生む。どれ一つを欠いても、次にくる状態は同じではない。各原因が、不可欠であるという意味で、直接の原因である。しかし、これは因果関係という言葉の意味するものではない。また唯一の原因を意味するでもない。唯一の原因といったものは存在しない。

もし類比が助けになるなら、流れの例をとるのがよい。泉の水は湧きあふれて、それにいくつもの小さな流れが加わる。大洋に到るまでに河は幾百もの源をあわせる。ある水滴がどこから来たかは誰にもいえない。しかし、時に区別が可能である。澄んだ流れに、かっ色の沼の水が左から流れこむ。のちに、粘土によごれた水が右から入る。この三つの流れは、しばらく判然とわかれたまま流れる。しかし、おしまいには、判別できる跡は残らない。それらは混りあって、すべての区別は失われる。

すでに述べたように、ある行為の効果を終りまで、かりに終りがあるとして、跡づけることはできない。しかし、部分的に跡を追うことはできる。セラゼボにおける殺人が二十年のちにロンドンでの暗殺にかかわりあってくるかも知れない。倒れた灯火が全シカゴを焼きつくすかも知れない。その火事をはじめの小屋から最後の建物まで追うことはできよう。灯火によって起った火事が、破壊の原因となったといっても誤りではない。

あくまで直接の原因ではなく、一つの原因にすぎない。「直接の」という言葉の意味するところは、便宜上、政策的見地から、あるいはおおまかな正義の感覚から、法が専断的に出来事の連絡を追うことをある点で止めるということである。これは論理ではない。実際的な政策である。火災についての法則を例にとってみよう。わたしの所有する干し草の堆積が列車からの火の粉で燃え、わたしの家と隣家に飛火した。わたしは鉄道会社に賠償を請求できる。隣人はできない。しかし、侵害行為はいづれに対しても直接の損害を与えている。われわれは境界線がそこに引かれていることを遺憾とするが、それはどこかに引かれねばならない。鉄道会社の行為は隣家焼失の直接の原因ではないと裁判所は述べたが、その行為が原因であったことはあきらかである。われわれが用いる言葉は、政策的見地からする判断を示しているにすぎない。他の裁判所は違った考え方をする。しかし、かれらもどこかで、流れが一つの源から来たといえない点に到るのである。

不法行為法の有能で著名な学者の未出版の原稿に書かれた例をとってみよう。運転者が過失で他の車と衝突した。彼には知るよしもなかったが、その車はダイナマイトを満載していた。爆発が起った。近くの歩道にいたAは死亡した。反対側の建物の窓に腰かけていたBは、ガラスの破片で負傷した。一ブロック離れた建物の窓に坐っていたCも同様に負傷した。さらに、

十ブロック離れたところで、爆発音に仰天した子守りが抱いていた赤ん坊を歩道にとり落した。Aは賠償を得るがCは得られないとされている。Bについては、裁判所が陪審が判定する問題である。赤ん坊が賠償を得られないことについては異論がない。運転者は彼の行為がCあるいは赤ん坊を傷つける危険をふくんでいると信じる理由はまったくなかったといわれている。したがってこの二者について、運転者に過失はなかった。

しかし、運転者は、衝突の危険をまねいたことに過失があるから、彼の行為の生む危害の範囲が限られると彼が信じていたことは関係がない。彼の行為が、それによって影響をうけた人の安全を不当に破壊したのである。Cと赤ん坊の負傷は直接に衝突まで遡ることができる。衝突がなければ、傷害をうけることもなかったはずである。Cには自分の事務所にも、このような危険から守られて坐っている権利があった。赤ん坊には歩道を正当な安全性のもとに利用する権利があった。

正当な理論は、もしCへの賠償が事実、否定されるのであれば、Cの傷害と、また赤ん坊の傷害は、過失の直接の結果ではないということに求められよう。そして、ここでは、運転者がある行為の結果であると信じる理由があったということではなく、普通の能力をもつ者が予見したであろうことが関係してくる。関係があるというのは、直接原因の問題はある一つの考慮だけでは解決されないからである。

このことはすべて便宜の問題である。裁判所の判断を支配する固定した規則はない。われわれが考慮にいれるいくつもの事柄があるにすぎない。いくらか異なった関連で、「出来事の流れ」について述べた。その流れがゆがめられたのかどうか——それが新しい、予期しなかった河筋に曲げられたかを問うたことがある。Donnelly v. H. C. & A. I. Percy Contracting Co., 222 N. Y. 210, 118 N. E. 605. これは法というよりも修辭法である。常識のほかに指針を与えてくれるものはほとんどないというのが真実である。

役に立ちそうないくつかのヒントをあげることはできる。直接の原因は、他の多くの原因とからみあっているが、すくなくとも、それなくしては、事故が起らなかったといえるものではない。裁判所は原因と結果の間に自然の、連続性があるかどうかを検討すべきである。ある事が他の事を生むに充分な要因であったか。その間に他の多くの原因をはさむことなしに直接の関連があったか。結果に与えた原因の効果があまりにも薄弱ではないか。その原因は、人間の普通の判断からして、その結果を生むものであるか。あるいは、正常な見通しを行使すれば結果を予見することができたか。結果が原因からかけ離れてはいないか、そして、ここでは時間と距離のへだたりが考慮される。あきらかに、時間的、または空間的へだたりが大きいほど、他の原因が介入して結果にひびくことはたしかである。

灯火が倒れて小屋に火がつくのは、きわめて直接の結果である。大火が拡がるには多くの要因がある。——風力、街路の方向と幅、途中にある建物の種類やその他の要因である。裁判所は不確かな、曲りくねった線を引く。しかし、それは、最善をつくして引かねばならない限界線である。

くりかえすが、裁判所は各事例において、実際の、人間の一般的理解にはずれない法則を創るために努力していることをわかったうえで、すべては公正な判断にかかってくる問題である。

いま一つの問題に答えておく必要がある。想定された事例では、正しく次のように述べられている。運転者は、衝突につづいて爆発が起ることを予測する理由はなかったが、爆発の直接の結果について責任を負う。「損害がふつう予想されるのと違った仕方で発生しても、法のもとで、運転者の過失が損害の原因であるとするのを妨げない。」しかし過失行為の自然の結果——正常人ならば予見し、あるいは、すべきである結果——は直接の原因を決定するうえに関係がある。このことは、くりかえし述べてきた。予見されるべきものは何か。衝突が一ブロック離れたところにいる人を傷つけるといったことは予想されない。逆に、爆発があったとしたら、そのような可能性はふつう予期される。直接の関連は、裁判所のいう予見には爆発の予知をふくみ、すくなくとも、運転者はその直接の結果について

責任を負うことにあると考える。

このことは不当であるといわれるかも知れない。なぜか。彼はずから過失につづくあらゆる損害を負担するのが公平にかなうのでないか。彼に対する同情から、彼の過失がひき起したすべてのことについて、責めを負う必要はないというのではない。われわれは、火花によって起った火災や爆発といった災害をあとから眺めている。われわれは、結果を追及するが、無限にはなく、ある点までである。そして、この点を定めるために、火災や爆発につづいてふつうどうしたことが予想されるかを考える。

この最後にあげたことは、本件を判決するうえで要因となる。被告の責任を生じる行為は、みたところ無害な包みをプラットホームに落させたことである。この行為は過失である。もし、その内包物が壊れれば、所有者に対して。もし、包みが乗客の足の上に落ちて、傷害を与えれば、その乗客に対して。もし、それが爆発し、すぐそばの人を傷つければ、例示の A の場合と同様に、その人に対して。ポールズグラフ夫人はかなり離れて立っていた。記録からは、どれくらい離れていたか知ることができない——みたところ二五フィートか三〇フィート、あるいはそれ以下かも知れない。爆発がなければ、彼女は傷つくことはなかった。控訴人の申立書によれば「爆発が原告の傷害の直接の原因であることは否定できない」とある。ゆえに、爆発が結果を発生させるに充分な要因であった——ここに、自然の、

連続性——直接の関連がある。その間に介入した唯一の要因は、原告を地面に吹き倒すかわりに、爆風がハカリを壊わし、それが彼女の上に倒れたことである。時間的にはまったく、空間的にもほとんど離れていない。そして、ここで起ったような爆発があれば、プラットフォームの原告の立っていたあたりにいる人に被害が及ぶのが自然の結果であることをたやすく予見できる。被害がどのように及ぶかは予測できることではない。飛び散った破片、ガラス片、機械か建物の破片などどれで負傷するかは誰れにもわからない。しかし、なんらかの傷害が生じることは、まず間違いない。

このような状況において、法律問題として当然に原告の負傷が過失の直接の結果でなかったとはいえない。本事件で審理すべきことは、これにつきる。裁判所は右のように説示することを拒否した。この点を事実問題として、陪審に判定を求める申立ては、記録をみるかぎり当然と思われるが、本件ではなされなかった（控訴審判決支持）。

（クライン、オブライエン各判事同意見）

〔訳者ノート〕

アメリカ不法行為法の判例を英書講読にとりあげているが、いくつかの基本的判例の日本訳があれば、学生がさらに多く

「ポールズグラフ対ロングアイランド鉄道会社」事件

の判例を読みすすむ手がかりになるのではないかとこのころから、アメリカ不法行為法で重要と思われる判例をいくつか選んで訳出することにした。とりあげる事例の研究ノートをも付してゆきたい。

ここにまずとりあげたポールズグラフ事件は、アメリカ不法行為法のどのケースブックにも必ず載録されている有名な事件で、事実関係があまりにもうまくできすぎているので、アメリカの法律学生のなかには、この事件は不法行為法の教授がつくりあげた架空のものにちがいないという伝説があるほどである。

ニューヨーク州の事実審裁判所 Trial Term, Supreme Court では、陪審の評決にもとづいて、ポールズグラフ夫人の請求を認め、鉄道会社に六、〇〇〇ドルの損害賠償を命じた。控訴審裁判所 Appellate Division of the Supreme Court は三対二でこの判決を支持した。しかし、被告鉄道会社はさらにニューヨーク州の最高裁判所 Court of Appeals に上訴し、原審破棄の判決をえた。訳出したのは、州最高裁判所の多数意見と反対意見である。訳出にあたって、判決文中の参考文献は二、三の箇所をのぞいて省略した。本文は引用先例の説明にあてられたごくわずかの部分をのぞいて、すべて訳出した。なお本文を省略した部分は・・・で示した。ポールズグラフ事件については、すでに加藤一郎教授の紹介解説が、ジュリスト・英米判例百選（一九六四年）のなかに

あるので、ここでは主な参考文献をあげるにとどめる。

ポールズグラフ事件は判決の直後から活潑な論議をまきおこした。

Green, JUDGE & JURY, Chapter 8 (1930); Goodhart, *the Unforeseeable Consequences of a Negligent Act*, 39 Yale L. J. 449 (1930); Gregory, *Proximate Cause in Negligence*——*A Retreat from Rationalization*, 6 Univ. Chi. L. Rev. 36 (1938); Cowan, *The Riddle of the Palsgraf Case*, 23 Minn. L. Rev. 46 (1938); Seavey, *Cardozo and the Law of Torts*, 52 Harv. L. Rev. 372 (1939).

また、相当の期間よくつかうの文庫として、Prosser, *Palsgraf Revisited*, 52 Mich. L. Rev. 1 (1953); James, *Scope of Duty in Negligence Cases*, 47 Nw. U. L. Rev. 778 (1953); James and Perry, *Legal Cause*, 60 Yale L. J. 761 (1951); Morris, *Duty, Negligence and Causation*, 101 U. Pa. L. Rev. 189 (1952); Note, *Impact of the Risk Theory on the Law of Negligence*, 63 Harv. L. R. 671 (1950).

キーンと巻頭の LEGAL CAUSE IN THE LAW OF TORTS (1963) の巻末に “An Epilogue to Palsgraf” という短きトキトキな文章がある。